

平成27年3月10日

各位

会社名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

訴訟の判決についてのお知らせ

～当社への損害賠償請求が東京高裁で棄却されました～

平成19年に一時当社の筆頭株主でありました株式会社エムビーワイ（代表取締役 白木 智貢氏 当時の商号は「株式会社プロファイルキャリア」）（以下、「原告」といいます。）は、当社が実施した平成19年4月の新株予約権の発行につきまして、当社に対し、表明保証違反があったと損害賠償請求を提訴しておりました。（当該、新株予約権の発行につきましては次のURLをご参照ください。<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sg20070416.pdf>）

東京地裁での第一審では、原告の請求はすべて棄却され、当社に表明保証違反、損害賠償責任は一切認められることはありませんでしたが、原告はその判決を不服として、控訴し裁判が継続しておりました。

当該控訴審につきましても、先日、平成27年3月4日に東京高等裁判所において、控訴審の判決の言い渡しがあり、改めて原告の請求は棄却されることとなり、訴訟費用もすべて原告の負担とするといった判決が確定いたしました。投資家や株主の皆様に対し、余計なご心配をおかけすることとなり誠に申し訳ございませんでした。

尚、同社原告は約8年前に数か月のみ当社普通株式350万株を保有する当社筆頭株主であり、2150万株分の新株予約権も保有する潜在株主でありました。当社は原告が発行契約に違反をしたことにより平成20年7月に当該新株予約権を償却しており、本件は当該新株予約権発行に関わるものです。従いまして、現在原告は当社との特段の資本関係はありません。

当社といたしましては、本判決を喜ばしく思うと同時に、今後もこの度のような不当な要求に対しては一切妥協することなく毅然とした対応をして参る所存です。

当社は引き続き本業にも邁進し、中期経営計画を遂行しグループの拡大を実現することで、企業価値向上を目指して参りますので、何卒ご理解とご支援をいただけますようお願い申し上げます。

以上